

平成29年度第8回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成29年10月12日(木)							
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室							
開会時間	13時30分							
閉会時間	14時55分							
農業委員 出欠	番号	氏名		出・欠	番号	氏名		出・欠
	1番	市川 春樹		出席	5番	野口 孝志		出席
	2番	糸田 雅樹		出席	6番	竹内 友夏		出席
	3番	井上 雅夫		出席	7番	恩田 一秀		出席
	4番	庄倉 三保子		出席				
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	野口 龍馬		出席	14番	頼田 洋子		出席
	9番	遠藤 宏明		出席	15番	井上 武		出席
	10番	恩田 真季		出席	16番	田邊 元史		出席
	11番	林原 敏夫		出席	17番	作野 英明		出席
	12番	池田 和雄		出席	18番	遠藤 健一		出席
	13番	吉次 純一郎		出席				
議事録署名委員	5番	野口 孝志		6番	竹内 友夏			
出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 竹中 智彦							
傍聴人								

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
協議事項	(1) 農地パトロールの取りまとめと意向調査について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
その他	(1) 平成29年度農業委員会特別研修大会について (2) 平成29年度農業委員会視察研修会(案)について (3) 農業者年金の概要及び対象者リストアップについて (4) 平成29年度第9回南部町農業委員会総会開催日

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局 長	ただいまより、平成 29 年度第 8 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会法第 21 条及び農業委員会会議規則第 5 条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会 長	～省略～
	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、5 番 野口孝志委員、6 番 竹内友夏委員、書記につきましては田邊事務員をお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第 1 条の 2 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 1 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田     m<sup>2</sup> 譲渡人： 譲受人： お母さんの     さんから息子さんである     さんに生前贈与するための申請です。理由としては、この     番もそうですが、他の     さん所有の農地は中間管理機構に出されており、現在は     さんが耕作されています。他の農地同様に実際に管理をされている     さんが所有者になり、契約事務の面でもきちんとしたいということです。許可基準は全て満たしています。</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記：田 現況：田     m<sup>2</sup> 譲渡人： 譲受人： さんから     さんが売買で取得し利用するための申請です。許可基準を全て満たしています。売買価格は 10 a あたり     円です。</p>
	議 長	議案第 1 号につきまして質疑を受けます。
	作野委員	2 点お尋ねします。番号 2 の     さんは、確か     という立場の方であると存じています。耕作地を増やす立場の方が、今回、売買に至った経緯、理由を教えてください。以前に農業用施設を造られる申請の時に替地が欲

		しいと言われていたことは承知していますが、整合性を説明して下さい。もう1点は、以前に施設設置のために出された面積と今回取得される面積の差はどれくらいですか。差があれば、どの様な対応をされるのか教えて下さい。
	局長補佐	(ボードに図面等書きながら説明) この申請は今年の5月の転用案件にさかのぼります。さんの農地㎡がありました。は、立地的に一番ふさわしいこの場所に農業用施設を建てたいということでした。の代表はさんです。さんとしては、耕作を続けたいので他の農地と交換できないかという話しでした。しかし、転用案件は転用案件で、交換とは違うという判断の中で、まずはさんの㎡を5条申請されて許可が下りました。さんは耕作を行いたいという強い気持ちをお持ちでしたので、近くにさんの農地がありましたので、今回、交換という形ではなく売買による所有権移転を行なうはこびとなりました。以上が経緯です。㎡と㎡と㎡ほど差がありますが、交換ではありませんので、両者納得の上で売買となりました。
	議長	地元の糸田委員さん、補足などがあればお願いします。
	糸田委員	事務局から説明があったとおりの経過です。今回の農地は、どちらも既に中間管理機構に預けられて、法人やまとだにが借り受けています。所有者は変わりますが、実耕作者は引き続きです。施設との関係で面積は若干縮小しますが、今後も地域の農地の集積、拡大していく意向であると聞いています。
	議長	さんに譲渡されたら、が耕作されるのですか。
	糸田委員	今後は中間管理機構の手続きがあるだけのことです。利用権はのままです。所有者が変わるだけで引き続き管理機構に預けられます。
	議長	整合性がありません。さんは耕作をしたいから、この農地が欲しいということなのに、自分で管理をせずに中間管理機構に出されるのですか。
	糸田委員	は、プレミアム方式といいまして、所有地は原則構成員が耕作するという考えです。植田朋巳さんも法人の構成員です。構成員が高齢や病気などで農業が出来ないということであれば、法人が全ての作業を受けましょうというスタイルです。さんは㎡の農地を、昨年まではの構成員として耕作をされていました。引き続き耕作をしたいという意向の中で、代替地としてさんより購入されて、さんが農業を営まれる形です。
	議長	普通のさんとは違う形ということですね。
	作野委員	確認です。この申請が通りますと所有権はさんからさんに移ります。さんは中間管理機構に出される意思はあるのですか。
	糸田委員	既に中間管理機構出ている農地です。さんは契約を解約するという意向は持っておられません。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め『議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。
議案第2号	議長	『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程し

農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について		ます。提案者より説明をお願いします。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法施行令第7条の1の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;"><b>【 議案第2号朗読及び説明（議案書2頁）】</b></p> <p>番号1  土地の表示： 登記・田 現況・畑  田 1筆 m<sup>2</sup>  譲渡人：  譲渡人：  売買 用途：一般住宅</p> <p>この申請地は半径500m以内に、の公共・公益施設があり、かつ線には上下水道管が2種類埋設されています。したがって、農地区分は第3種農地に該当します。転用計画は一般住宅地で、事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>補足をしますと、さんはご結婚をされていて、現在はに奥さんとお二人で暮らしておられます。奥さんの実家はにあります。さんはに勤務しておられます。将来は実家の両親の面倒もみたいという思いの中で、南部町に家を建てたいと探しておられたところ、今回申請されます農地が見つかったということです。10aあたりの売買価格は円で、円です。造成から建築費は総額円で、から融資証明を頂いています。</p>
	議長	2号議案につきましては現地調査を行っていますので、市川職務代理より現地調査報告をお願いします。
	市川委員	<p>本日、午前9時より、恩田会長、糸田委員、庄倉委員、竹内委員、吉次委員、私、芝田局長、亀尾補佐の8名で現地調査を行いました。</p> <p>位置は現地調査資料の5～7ページに表示してあります。7ページの上側が、下側の歩道・県道とあるのが線になります。現地の状況はナスやイチゴの苗が残ったままでした。家が建つ予定地には梅の木が4本植わっていましたが、畑であることは確認できました。左側の隣地は畑で、さんという方が耕作されています。東側は水路でが管理しています。池の池がかりの水路です。両方とも同意書は取っておられます。造成ですが、上の方が県道より低いということで、1mほど県道が高いです。左側の隣地とはブロックで境界をされます。水路の所はL字ブロックで造成されます。南側の歩道にはフェンスを立てて造成するという事です。家の玄関辺りはかさ上げをし、スロープと書いてありますのは、家から少し高いので福里に下りる道路にスロープが付くということです。車庫もスロープがあって車が止められるようになっています。排水、雨水ですが、8ページに図面が載っています。下水は右に長く伸びていて右端の既設汚水桝に流します。雨水は、敷地全体をアスファルトやコンクリートで張るようなことはなく、バラスなどを敷かれ自然に浸透させる。大量に降った場合は、家との境界に赤い線が引いてあり、その上に点線が引いてありますが、これが団地の道路側溝で床板がかかっています。何メートルかおきにグレーチングがかかっています。雨水はこの</p>

		側溝に流れ込みます。それから、隣ですが畑を作っておられるので日当たりはどうか少し気になったのですが、家の壁から 2m50 cmも空いていて、家が建つ予定地には高い梅の木が立っていましたが、隣の畑まで影が落ちてなかったのも、冬は若干日当たりが悪いかもしれませんが耕作には全く問題ないと思いました。 現地調査を行った委員からも異議はなく、転用妥当ではないかと思えます。補足ですが、下水の件で備考欄に“県道には上下水道管が2種類あり”と書いてあるので、そちらを使われるか勘違いをされるかもしれませんが、実際は先ほど説明したように を流れる下水を使われます。
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
		(質問、意見等なし)
	議長	他にございませんか。ご異議ありませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第3号 農用地利用集積 計画案の決定に ついて	議長	『議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第3号農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書5～8頁)】 [再設定] 整理番号 ; 113 番 設定を受ける者 : 1 名 設定をする者 : 1 名 設定をする土地 : 3 筆 計 m <sup>2</sup>  [農地中間管理権を取得する場合] 整理番号 : 31～ 33 番 設定をする者 : 3 名 設定をする土地 : 7 筆 計 m <sup>2</sup>  以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議長	3号議案につきまして質疑を受けます。
	頼田委員	整理番号113番ですが、借りて野菜を作られると聞いていますが、2反というところかなり広い面積だと思います。具体的にどのような野菜を作られるのですか。販売もされるのですか。
	局長補佐	この2筆の農地は登記は田ですが現況は畑です。圃場整備がされていない水利の悪い場所で、水稻では使えず畑として使われています。かぼちゃやトウモロコシなどを作られているそうです。所有者は の方で管理ができないので さんに頼まれています。 さんは ということもあり、遊休農地化しないように草刈管理をしながら、一部にできる範囲で

		野菜を植えておられる状況だそうです。販売等はされていません。
	議長	販売目的ではないということですね。
	局長補佐	はい。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	異議なしと認め、『議案3号 農用地利用集積計画の決定について』は承認されました。
議案第4号 農用地利用配分 計画(案)の意見 照会について	議長	議案第4号に入ります。『農用地利用配分計画(案)の意見照会について』を上程致します。
	竹中補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書10頁)】  [利用配分計画] 整理番号 : 1番 設定を受ける者 : 1名 設定をする土地 : 7筆 計 m <sup>2</sup>
	議長	議案書に合計面積を書いて下さい。
	竹中補佐	さんの農地が m <sup>2</sup> 、さん m <sup>2</sup> 、さん m <sup>2</sup> で、合計7筆 でm <sup>2</sup> です。
	議長	このことにつきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	『議案第4号農用地利用配分計画(案)の意見照会について』決定致しました。
		(産業課竹中課長補佐退室)
5. 協議事項 (1) 農地パトロールの取りまとめと意向調査について	議長	協議事項『農地パトロールの取りまとめと意向調査について』説明をお願いします。
	局長補佐	前回の総会で農地パトロールの話をしましたが、今日は全体のスケジュールについて説明します。 【『全体スケジュール』朗読及び補足説明(議案書11頁)】 11月の総会では、赤判定した農地の取り扱いについて、新しい制度の通知が来ましたので協議をします。  【『遊休農地の課税評価の強化』朗読及びボードに書いて補足説明(案書12頁)】 農地パトロールを行い判定します。今回のパトロールで新しく判定した、その農地が農振地域であった場合は14ページの様式を使って12月28日までに意向調査表を出して下さい。課税強化になる農地は、その農地ではありません。昨年判定した農振地域の農地で、意向調査で機構に出さず自分で管理、耕作の意向を示された農地が、今年も荒れていた場合に課税強化の対象になります。昨年の調査で判定された農振地域の農地は今年も必ず見て下さい。1月1日が課税強化の基準日ですが、その日を目安にしたいのですが、最終報告を2月としていますので、2月を基に税務課に情報提供をしたいと思います。去年は、この制度の初年度

		<p>だったので課税強化になった農地はありません。</p> <p>【『中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減』朗読及び補足説明(議案書 13 頁)】</p> <p>13 ページは課税の軽減について謳ってあります。去年は該当される方が2名ほどおられました。</p> <p>読んだだけではわかりにくいと思います。中間管理機構に手が上がったのは 筆です。今年度も新規に手が上がりましたら中間管理機構に出していきます。</p>
	遠藤健一 委員	中間管理機構が受けなかった場合はどうなりますか。
	局長補佐	課税の面から言うと税務強化の対象にはなりません。管理の面では、前回の研修会で恩田会長が上場理事長さんに同じ質問をされましたが、引き続いて地権者の方と話し合わなければいけないというお話でした。
	議 長	申請すれば3年間は農地中間管理機構が受けたことになり、3年間は課税強化の対象になりません。3年後は法律が変わるかもしれないし分かりませんが。
	竹内委員	12 ページの、課税強化は解除されるの②と③の違いが、はっきり分からないので教えて下さい。
	議 長	裁定というのは、不在者地主など勧告しても駄目な場合などに県が初めて発動します。他にありませんか。昨年と今年では違うこともあります。分からないことは随時事務局に質問をして下さい。
	局長補佐	補足をします。 判定の農地をどうするかは今までの懸案事項でした。 判定については、地権者の方に山林や原野などに登記を変えて頂くように話をしていましたが、その手続きには時間もお金もかかります。このような状況を正すために、農業委員会の判断を重くして、町から法務局に話をし、本人さんが手続きをしなくても非農地になる流れができつつあります。法務局や農業会議に具体的な話を聞いて整理をした上で、11月の総会では 判定について皆さんと詳しく協議をしたいと考えています。
	市川委員	11 ページに書いてある意向調査ファイルとは、調査した状況が記入してあり、それに対して次はどのようにされるのか記載するためのもので、調査ファイルが整理されて返ってくるということですね。それに基づいて意向調査に1件ずつ回るという理解でよいですか。
	局長補佐	言われているとおりです。特別な物ではありません。現在お渡ししているファイルの状況調査記入欄の隣に意向調査欄を作って皆さんにお返しします。現在、各地域でパトロールが行われていますが、10月末までに調査状況を記入したファイルを事務局に提出してください。事務局で地番や所有者等の確認、農振であるかなどを書き加えてお返しします。それに基づき、農振であれば14 ページの様式を使って意向調査をして頂きます。
	市川委員	分かりました。
	議 長	他にご質問はありませんか。分からないことがあれば、随時、事務局にお尋ねください。
6. 報告事項	議 長	『農地法第18条第6項の規定による通知書について』上程します。

(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書 1) について	局長補佐	<p>【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』朗読及び説明 (議案書 15 頁)】</p> <p>番号 1 は永小作権が設定されていました。今後は さんが自己管理されます。</p> <p>番号 2 は基盤法で貸借をされていましたが、他の所有農地も合わせて農地中間管理機構に預けるための解約です。本日の議案第 3 号で所有者から機構に預けられて、議案第 4 号で機構から さんが借り受けられて、今後も引き続き耕作される流れです。</p>
	議長	質疑を受けます。
	庄倉委員	番号 1 についてです。 さんが自己管理ということでしたが、との関係はありませんか。
	局長補佐	に耕作を依頼されるという話しは聞いていません。自作と聞いています。
	議長	他にありませんか。ないようですので、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について報告を終わります。
6. その他		『平成 29 年度農業委員会特別研修大会について』
(1)平成 29 年度農業委員会特別研修大会について	局長補佐	<p>【『平成 29 年度農業委員会特別研修大会について』朗読及び説明 (16～18 頁)】</p> <p>欠席されます場合は、10 月 27 日 (金) までに、事務局まで連絡をして頂きますようにお願いします。</p>
(2)平成 29 年度農業委員会視察研修会(案)について	議長	『平成 29 年度農業委員会視察研修会(案)について』説明を願います。
	局長補佐	<p>南部町単独での視察研修会開催を考えています。</p> <p>【『平成 29 年度農業委員会特別研修大会について』朗読及び説明 (19 頁)】</p> <p>先週、農学部に行って参りました。視察研修を快く引き受けて下さいました。内容、日程につきましてはこれから調整させて頂き、決まり次第ご報告します。</p>
(3) 農業者年金の概要及び対象者リストアップについて	議長	『農業者年金の概要及び対象者リストアップについて』説明を求めます。
	局長補佐	<p>農業者年金について概要を説明させて頂きます。</p> <p>【『農業者年金の概要及び 29 年度活動計画について』朗読及び補足説明 (20～21 頁)】</p> <p>農業委員さん、推進委員さんには加入推進対象者リストアップの提出をお願いします。対象となられる方がおられましたら、提出用紙にご記入の上、11 月の総会までに事務局まで提出をお願いします。12 月の総会終了後には、提出して頂いた資料を元に平成 29 年度加入推進会議を開催する予定です。全農業委員さんが加入推進委員となっておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>21 ページには、28 年度の加入推進対象者名簿と、推進内容・結果を載せています。2 番の さんは 28 年度に推進活動をしまして本年度に加入して頂きました。加入頂いた方はこの名簿から削除し、皆様からの情報等による新しい対象者を加えて 29 年度の対象者名簿を作成します。なお、この名簿は個人情報になりますので取り扱いについては適正に管理をお願いします。</p>
	議長	質疑をお受けします。

		(質問、意見なし)
平成29年度第9回農業委員会総会の日程について	議長	平成29年度第9回南部町農業委員会総会は、11月8日(水)に開催します。
その他	作野幹事長	11月8日5時30分より収穫祭を予定。
	野口龍馬幹事	9月開催親睦会決済報告。
8、閉会	議長	これにて平成29年度第8回南部町農業委員会総会を閉会します。
<p>会議の次第は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>		